

平成 21 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役グループ CEO 菊川 暁
(コード番号4777 大証ヘラクレス)
問合せ先 グループCFO 櫻井 祐一
(TEL 03-5778-0321 (代表))

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 27 日開催予定の第 16 回定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、発行可能株式総数を 392,920 株に変更するものであります (現行定款第 6 条)。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号) が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと (いわゆる「株券の電子化」をいいます) から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。(現行定款第 7 条、第 9 条ならびに第 14 条)
- (3) また、上記変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります。(変更案附則第 1 条ならびに第 2 条)。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 5 条 現行どおり	第 1 条～第 5 条 現行どおり
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>281,424株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>392,920株</u> とする。
(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行す る。</u>	(削除)

<p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 (条文省略)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>第10条～第13条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第9条～第12条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>第15条～第46条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>第14条～第45条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p>

以上